平成２１年（フ）第５６０６号
大阪市浪速区恵美須西２－２－６―501、住民票上の住所大阪市西成区天下茶屋北１丁目６番14号
債務者　秋山　幸子（旧姓東）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９３４号
大阪市淀川区三国本町２丁目13番37―705号
債務者　谷田　純一
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０４８号
大阪府八尾市東山本町３丁目４番12号　東山本マンション218号
債務者　石川　真重（旧姓岡部）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５１５号
大阪市北区長柄中１丁目２番１―104号
債務者　三東　妙子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５４４号
大阪市住吉区長居３丁目10番４号　東急ドエル・アルス長居公園402号
債務者　田中貴美子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６０７号
大阪府東大阪市菱屋西１丁目６番４号
債務者　後藤　豊文
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６８３号
大阪府茨木市春日４丁目１番13号
債務者　染井　典子（旧姓安東）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７０８号
大阪府枚方市山之上北町18番４号
債務者　延谷万喜子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７２０号
大阪府枚方市田口４丁目21番15―207号
債務者　遠島　哲也
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７２１号
大阪府枚方市田口４丁目21番15―207号
債務者　遠島志緒理（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７２５号
大阪市住之江区御崎６丁目２番26―705号
債務者　小川　利徳
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７６０号
大阪府守口市金田町６丁目10番13号、住民票上の住所大阪府寝屋川市黒原旭町16番４号
債務者　三原美代子（旧姓幸田）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７９７号
大阪府八尾市栄町１丁目７番１号
債務者　焼き鳥しおぴんこと　赤松　　聡
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８０６号
大阪市生野区生野東３丁目13番９―205号
債務者　山内　千鶴
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８３９号
大阪府豊中市北桜塚２丁目８番15号
債務者　佐藤　葉子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８５６号
大阪府茨木市春日５丁目２番20号
債務者　溝口絵理香
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８５７号
大阪市西淀川区柏里１丁目７番１号
債務者　井上千代美
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８５９号
大阪市此花区梅香１丁目19番13号　ゆりのハイツ301
債務者　原田　知世（旧姓小柳津・松下）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部